

## 8 新株の時価発行

### (1) 新株の時価発行に係る手続

新株発行について、市場価格のある株式を公正な価額で発行する場合には、取締役会の決議により定める新株の発行価額（法第280条ノ2第1項第2号）については、具体的な発行価額に代えて、発行価額の決定方法を定め、これを公告すれば足りることとされた（法第280条ノ2第5項、第280条ノ3ノ2）。

### (2) 新株の時価発行による変更登記の取扱い

(1)の場合の新株の発行による変更登記申請書に添付すべき取締役会議事録については、次の事項に留意するものとする。

ア 公正な発行価額の決定方法が具体的に定められていること。

日本証券業協会の定める店頭売買有価証券の登録等に関する規則（公正慣習規則第1号）第7条の規定によるいわゆるブックビルディング方式は、実務上公正な方法と認められている発行価額の決定方法として取り扱って差し支えない。

イ 発行価額の決定方法を決議した取締役会が払込期日の2週間前までに行われていること。

## 9 法定準備金の見直し

会社は、株主総会の決議により法定準備金を減少することができることとされた（法第289条）。また、いわゆる減資差益は、資本準備金として積み立てることを要しないこととされた（旧法第288条ノ2第1項第4号の削除）。

利益準備金は資本準備金の額と合わせて資本の4分の1に達するまで積み立てれば足りることとされた（法第288条）。また、法定準備金の取崩しの順序に関する規定が削除された（旧法第289条第2項の改正）。